

ID: 5

担当部署: 総務課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	村田町庁舎管理規則 第9条		
例規番号	昭和51年規則第3号		
【基準】			
<p>第9条の規定による。 (退去命令等)</p> <p>第9条 管理責任者は、庁舎において次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して庁舎における秩序の維持又は災害防止のため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から退去することを命ずることができる。</p> <p>(1) この規則の規定に違反する行為をしている者</p> <p>(2) 職員に面会を強要する者</p> <p>(3) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を庁舎に持ち込み又は持ち込もうとする者</p> <p>(4) 立入りを禁止した場合に立ち入り、又は立ち入ろうとする者</p> <p>(5) 建物、工作物その他の設備器具若しくは立木を破壊し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(6) 旗、のぼり、宣伝、プラカード、その他これらに類する物若しくは拡声器若しくは宣伝カーを庁舎内において所持し、若しくは使用し、又はこれらの物を庁舎に持ち込もうとする者</p> <p>(7) 職務に関係のない文書、図書等を頒布し、又は頒布しようとする者</p> <p>(8) 火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(9) 放歌高唱し、集会し、その他庁舎の静穏を害する行為をしている者</p> <p>(10) すわり込み、立ちふさがり、ねり歩き、その他通行の妨害となる行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(11) 正当な理由なく庁舎に居続けている者</p> <p>(12) 泥酔等により他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者</p> <p>(13) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押し売りをしようとする者</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすような行為をし、又はしようとする者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日